阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成29年阪神高速公告第７号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成29年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年３月31日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑶①中「認定したものをいう」の次に「。以下同じ」を加え、同⑹から同⑽までの規定中「平成29年３月31日」を「平成29年６月２日」に改め、同⑿②中「平成29年３月31日」を「平成29年５月31日」に改め、同⒂⑥イｂ中「、ＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引、西線内々利用割引、ＥＴＣ前納割引、一般向けマイレージポイントサービス」を削り、同⒜の表中

「

環境ＲＰ	○	○	○	環境ＲＰ					
会社間	○	○	×	×	会社間				
西線内々	○	○	○	×	×	西線内々			
前納	○	○	○	○	○	○	前納		
マイレージ	○	○	○	○	○	○	×	マイレージ	
大口・多頻度	○	○	○	○	○	○	×	×	大口・多頻度

」を

「

環境ＲＰ	○	○	○	環境ＲＰ	
大口・多頻度	○	○	○	○	大口・多頻度

」に改め、

同⒜の注書中「、「会社間」はＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引、「西線内々」は西線内々利用割引、「前納」はＥＴＣ前納割引、「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス」を削り、同⒝の表を次のとおり改める。

適用の順序	割引の種類
1	路外パーキングサービス社会実験に関する割引
2	上限料金の引下げに係る割引
3	新神戸トンネル連続利用割引
4	環境ロードプライシング割引
5	事業者向け大口・多頻度割引

２．記Ⅰ〔１〕４⒂⑥イｂ⒝のただし書中「、新神戸トンネル連続利用割引、ＥＴＣ前納割引及び一般向けマイレージポイントサービス」を「及び新神戸トンネル連続利用割引」に改め、「し、障害者割引適用後の金額に対してＥＴＣ前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスを適用」を削り、同ｃ中「平成29年３月31日」を「平成30年３月31日」に改める。

３．記Ⅱ〔１〕３⑴①中「通行料金の納付」を「通行」に改め、同②イ中「徴収する」の次に「平成31年３月31日までの」を加え、同ハを削り、同⑵①中「ＥＴＣコーポレートカードを」の次に「会社が別に定めるところにより」を加え、「納付」を「支払」に改め、同②イ中「一の」を「記①の自動車が使用する」に改め、「ＥＴＣコーポレートカード」の次に「１枚」を加え、「ＥＴＣシステムを利用して無線通信により」を削り、同ロ中「記①に定める」を「利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する」に改め、同ハを削り、同⑶を削り、同⑷①中「ＥＴＣコーポレートカード」を「ＥＴＣ車のうち、ＥＴＣコーポレートカード」に、「納付をＥＴＣシステムを利用して無線通信により」を「支払を」に改め、同⑷を同⑶とし、同⑸①ロ中「納付」を「支払」に改め、同⑸を同⑷とし、同⑹②中

「イ　区分及び時間帯に応じた割引
　　下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。」を
「　　下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。」に改め、

同ロを削り、同③を削り、同⑹を同⑸とし、同⑺③及び④中「企画割引ごとに」の次に「企画内容に合わせて」を加え、同⑺を同⑹とし、同⑻を同⑺とし、同⑼③中「、ＥＴＣ前納割引」を削り、同③イの表中

「

大口・多頻度	×	大口・多頻度		
前納	×	×	前納	
時間帯	○	○	○	時間帯

」を

「

大口・多頻度	×	大口・多頻度		
時間帯	○	○	時間帯	

」に改め、

同イの注書中「、「前納」はＥＴＣ前納割引」を削り、同ロの表中「、事業者向け大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引」を「又は事業者向け大口・多頻度割引」に改め、同⑼を同⑻とする。

４．記Ⅱ〔２〕中「平成62年９月30日」を「平成31年３月31日」に改める。

５．記Ⅱ〔３〕を次のとおり改める。

〔３〕その他（けん引自動車）

けん引自動車が、被けん引自動車１台をけん引している場合は、１台の自動車とみなす。被けん引自動車を２台以上けん引している場合は、２台目以降の被けん引自動車について、１台につき、更に普通車の料金１台分を徴収する。

高速道路「一般国道475号（東海環状自動車道）（岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで）」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第38号

高速道路「一般国道475号（東海環状自動車道）（岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで）」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成29年３月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

工事の区間　旧）①岐阜県養老郡養老町直江から岐阜県養老郡養老町直江まで
　　②岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町大跡まで
　　新）①岐阜県養老郡養老町飯積から岐阜県養老郡養老町高田まで
　　②岐阜県養老郡養老町高田から岐阜県養老郡養老町高田まで
　　③岐阜県養老郡養老町口ケ島から岐阜県養老郡養老町口ケ島まで
　　④岐阜県養老郡養老町西岩道から岐阜県養老郡養老町大跡まで
工事区間変更日　平成29年４月１日